

(意見書案第6号)

新聞の「特殊指定」制度の堅持を求める意見書

昨年11月、公正取引委員会は、新聞の「特定の不公平な取引方法」（特殊指定）の見直し作業に入ることを発表し、6月ごろまでに結論が出る見通しである。

特殊指定は公正取引委員会が独占禁止法に基づいて行う告示で、新聞については発行本社、販売店双方に異なる定価の設定や割引販売を禁じ、違反した場合は独禁法に問われる。価格競争を奨励する独禁法の中で、特殊指定が認められているのは、新聞の公共性を重視し「同じ新聞は全国どこでも、同じ価格で読むことが望ましい」という考えによる。

一方、「特殊指定」と深い関わりを持つ制度として、新聞社が販売店への定価を指定できる「再販売価格維持制度」いわゆる「再販制度」があるが、新聞は、この「特殊指定」と「再販制度」によって山間地や離島のような条件不利地域でも差別することなく、全国一律の戸別配達が可能となっている。

仮に、「特殊指定」が廃止された場合、販売店間に値下げ競争が起き、中小の新聞店や販売店が経営を維持できなくなり、多様な言論や表現の自由が損なわれることが懸念される。とりわけ、過疎地の多い北海道などでは、戸別配達が切り捨てられ、情報格差を起す恐れがある。新聞協会の調査では9割近い国民が新聞の宅配を望んでおり、見直しはそうした国民の期待に反する結果を招くことにもなる。

さらに、昨年7月に施行された文字・活字文化振興法は、「すべての国民が、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備すること」を基本理念に掲げているが、「特殊指定」の見直しは、法の本質に背くことになる。

よって、国においては、国民の知る権利にこたえ、公平な情報提供を行うためにも新聞の「特殊指定」制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年4月13日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
公正取引委員会委員長

宛